



第三種郵便物



臨時号

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

東日本大震災により被害に遭われた会員の皆さまに心よりお見舞い申し上げます
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます

震災緊急対策ご案内

- 各種融資関連の支援
- 雇用調整に関する支援
- 防災・防犯情報



3月11日の地震で市内も大きな被害を受けた（写真は、まちかど蔵）



水郷体育館へも福島県を中心に
多くの方が避難された



青年部も避難された方々へ炊き出し等
救援活動を行った



特別相談窓口の開設並びに

詳しくは土浦商工会議所 商工振興課まで

東北地方太平洋沖地震特別対策融資のご案内

平成23年3月18日から

茨城県では、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業の皆様の災害復旧や経営安定化のための融資制度を実施します！！

融資概要

東北地方太平洋沖地震により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等

- (1) 市町村長等から東北地方太平洋沖地震に係る罹災証明を受けたもの
- (2) 東北地方太平洋沖地震の影響により地震発生後1か月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの

	上記(1)の対象者	上記(2)の対象者
融資限度額	設備資金 8,000万円 運転資金 8,000万円 設備・運転併用 8,000万円	運転資金 8,000万円
融資(据置)期間	設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転資金 10年以内(据置2年以内) 設備・運転併用 10年以内(据置2年以内)	運転資金 10年以内(据置2年以内)
融資利率	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%
保証料	0.7%(県が全額補助)	0.45%~1.9%(うち、県が5割補助)

※上記(1)(2)の両方を利用する場合には、融資限度額は(1)(2)を合わせて8,000万円

融資関連の支援【災害関係保証】

被災した中小企業者が金融機関から借入を行う場合、茨城県信用保証協会が別枠で保証を行います。また、既往債務の条件変更等について企業の実情に応じて対応します。

保証限度額：無担保8千万円、普通2億円(別枠)

※市町村等から罹災証明を受ける必要があります。

茨城県信用保証協会 土浦支店 TEL(826)7811

雇用調整に関する支援【中小企業緊急雇用安定助成金】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、その賃金等の一部を助成する制度です。

この助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

受注できる事業主

- ・雇用保険の適用事業主で、かつ中小企業主である一般事業主

主な支給要件

- ・最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少していること
- ・災害救助法適用地域に所在する事業所の場合は、今回の震災により最近1か月の生産量等がその直前の1か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること

※平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象

休業等実施計画の提出

この助成金を受給するためには、県労働局又はハローワークに休業等実施計画を事前に提出する必要がありますが、災害救助法適用地域に所在する事業所の場合は、平成23年6月16日までに提出された計画届については、事後の提出にも平成23年3月11日まで遡って事前に届けたものとして取り扱う特例があります。

受給額

- ・休業手当相当額の4/5(解雇等を行わない場合は9/10)
- ・支給限度日数：3年間で300日(休業及び教育訓練)
- ・一日当りの上限額：雇用保険基本手当日額の最高額(平成23年8月22日現在 7,505円)

※なお、詳細はハローワーク土浦にお問合せ下さい。TEL:029-822-5124

被災中小企業対策について

TEL (822) 0391 E-mail info@tcci.jp

災害貸付のごあんない

日本政策金融公庫（国民生活事業）

日本政策金融公庫では、3月11日付けで、このたびの災害により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付」の取り扱いを開始しました。

災害貸付の概要

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方（直接被害者） ② 前①以外の方で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより、間接的に被害を受けた方（間接被害者）
資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金
ご融資額（ご融資限度額の特例）	各融資制度ごとにご融資限度額に3,000万円を加えた額
ご返済期間（据置期間）	普通貸付：10年以内（据置期間2年以内） 普通貸付以外：各融資制度に定められたご返済期間・据置期間
利率（年利％） （平成23年3月14日現在）	① 罹災証明書等を受けられた直接被害者及び間接被害者 当初3年間 1.35％（特災利率）（※）（ご融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率） （※）特災利率の適用限度額は1,000万円となります。 ② ①以外の間接被害者 各融資制度に定められた利率

（注）融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

融資関連の支援【既往債務の返済条件緩和等】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について企業の実情に応じて対応します。

日本政策金融公庫 土浦支店 TEL (822) 4141

中小企業の皆さんへ

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用下さい！

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施いたします。

電話
番号 **0570-064-350**
（最寄りの経済産業局 中小企業課につながります。）

実施
時間 **平成23年4月1日（金）から実施**
9:00～17:30（土日・祝日を含めて実施。）

■ どこに相談したらいいのかお悩みではありませんか？

- ・震災による復旧費用を借りたい。
- ・震災による罹災証明の取り方が知りたい。
- ・新商品を開発するための支援制度を教えてください。
- ・ネットを活用した販路展開をしたい。

■ ナビダイヤルで担当局へおつなぎします。

- ・経済産業省には、ブロックごとに出先機関である「経済産業局」を設置しております。
- ・各経済産業局の中小企業課では、中小企業施策に詳しい職員が、皆さんの悩みを伺い、アドバイスや相談を行う先をご案内いたします。

経営者の悩み 弁護士がなんとかできます！

ひまわり

中小企業のための

全国共通
専用ダイヤル

お お い ちゅーしょー

ほっ

とダイヤル

0570-001-240

受付時間●月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
（祝日を除く）（正午から午後1時までを除く）

※通話料がかかります。 ※PHSおよび一部のIP電話からはつながりません。

お近くの弁護士会の窓口につながります。

経営上のお悩みからリスク管理まで幅広くサポートします（秘密厳守）

JFBA 日本弁護士連合会

ひまわり中小企業センター 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03-3580-9981 URL <http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/>



防災・防犯情報

地震被害によるごみの出し方について

お問い合わせは 土浦市環境衛生課【TEL】826-1111(代)

- 家庭からの燃やせるごみと燃やせないごみ …… 通常どおり指定日に出してください。
- 地震で壊れた粗大ごみは、処理手数料を免除できます。 …… 詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。
- 瓦やブロック塀など …… 下記の臨時置き場へお持込みください。

場所 土浦市清掃センター（中村西根1811-1 電話841-3427）
白鳥町最終処分場（白鳥町924-4 電話831-7374）
期間 4月1日（金）から4月30日（土）まで 土・日・祝日も実施
時間 9:00 ～ 17:00

※企業系ゴミは有料となります。

住まいの相談会（茨城県建築センター実施）

お問い合わせは 土浦市建築指導課【TEL】826-1111(代)

茨城県建築センター及び茨城県建築士事務所協会で、毎月第1・第3土曜日に実施している「住まいの相談会」を、被災住宅の修理等の相談にも対応するため、拡大して毎週土曜日開催しております。

- 開催日 …… 平成23年4月9日（土）・4月16日（土）・4月23日（土）・4月30日（土）
- 時 間 …… 10:00 ～ 16:00
- 場 所 …… 財団法人 茨城県建築センター 本部事務所及び県南事務所（両地区とも建築士が相談に応じます）
本部事務所：水戸市笠原町978-30 県南事務所：つくば市松代1-18-1

「東日本大震災義援金」の受付について

お問い合わせは 土浦市社会福祉課【TEL】826-1111(代)

- 宮城県などの被災地に対する義援金 …… 日本赤十字社土浦市地区で救済金を受け付けております。
- 土浦市に対する義援金・寄附金 …… 災害対策経費の財源、または被災者への支援として活用させていただきます。

義援金等の詐欺にご注意下さい

東日本大震災に便乗して、実在する団体の名をかたり、被災者支援の募金等と称して特定の口座に振り込ませようとするなどの詐欺容疑事案の相談が寄せられています。
募金を求める電話等があった場合には、直ちに振り込んだりすることなく、相手方をよく確認し、詐欺の被害に遭わないように注意して下さい。

義援金詐欺



相手方をよく確認!!

- 公的な機関・団体は、電話や訪問はしない。
- 振り込み先は、テレビ・新聞・ラジオ等で確認。

注意のポイント

- 公的機関・団体が、一般家庭等に対して、個別に電話・ファックス・訪問等によって義援金等の振り込みを求めることは通常ありえないので、相手方が告げた機関団体に対し、電話帳等で調べた電話番号に電話することによって確認してください。
- 実在する団体等を名乗って個別の働き掛けがあった場合には、当該団体がテレビ・ラジオ・新聞等で公表している口座番号・名義と同一であるか確認するなど、本当にその団体による募金なのか、また信用できる団体なのかを十分に確認してください。
- すぐに振り込んだりせず、少しでも不審に思ったら警察（#9110又は最寄りの警察署等）に通報、相談してください。

不審な電話等があった場合には警察へ通報、相談してください。